

2023年7月10日

2023年度 JWTA 次世代育成強化指定選手 選考規程 (20230710 改定版)

1. JWTA 次世代育成強化指定選手の選考基準について

一般社団法人日本車いすテニス協会(以下、JWTA)は、2024年・2028年パラリンピック等で優秀な成績を収めることを第一の目的とし、当該 JWTA 次世代育成強化指定選手選考に係る規程を明確に定め、かつ選考過程の透明化を図るべく、選考基準を以下に提示する。

*JPC 次世代アスリート育成強化事業選手選考規程を兼ねる。

2. 選考に際して基準とする事項

- ① 日本車いすテニス協会(JWTA)に登録していること
- ② 国際テニス連盟(ITF)に登録していること
- ③ 健康上の問題が無く、車いすテニスを行う上で心身ともに適した状態であること
- ④ 日本の代表に相応しい人材として、礼節と規律を遵守し、他の選手の模範であること
- ⑤ 2024年4月1日現在にて22歳以下であること
- ⑥ 中途障がい者においては、2024年4月1日現在にて30歳以下であること
※本規程における中途障がい者とは、受傷時(または病気等)による障がい発生が13歳以上とする
ただし、過去一度でも JWTA 各種強化指定に選考されたことがある選手は対象外とする
- ⑦ 競技者として JWTA への会員登録年数が10年以内であること
- ⑧ 国内大会に初出場してからの年数が10年以内であること
- ⑨ JPC 次世代アスリート育成強化事業対象(すなわち JWTA 次世代育成強化指定選手)として計4年度以上選出経験のある選手は対象外とする(別添「JPC 次世代アスリート育成強化事業_実施要項」参照)
- ⑩ 以下指定条件の何れかに該当していること。ただし、JWTA 強化指定選手(S/A/B/C/D)は対象外とする

なお、各期の選考に適用する ITF シングルス(ジュニア)ランキングおよび国内ランキングは以下とする。

■2023年度前期強化指定：2023年3月27日付

■2023年度後期強化指定：2023年9月25日付

- ・世界ランキング日本選手内 男子 上位4名
- 女子 上位2名
- クアード上位1名

・ナショナルスタッフ推薦枠 3名まで

※世界ジュニアランキングおよび国内ランキング等も参考に推薦

※2024・2028年パラリンピックに向けて将来性を期待できる選手に限り、強化育成部にて厳正に審査し理事会で決定する。(下記《※1、2、3》を参照のこと)

⑪ JWTA 次世代育成強化指定選手の更新・追加は年2回(4月・11月)とする。これに伴い2023年度前期/後期の各強化指定期間は以下へと変更する。

2023年度前期：2023年4月1日～2023年10月31日

2023年度後期：2023年11月1日～2024年3月31日

※諸般の都合上、2023年9月末までに当該強化指定選手を対象とした強化事業完了が叶わず、前期次世代育成強化指定選手を対象とする強化合宿が9月末～10月初めに開催予定のため

※後期指定期間は11月1日～ではあるが、選考の基準となるランキングは上述の通り2023年9月25日付であるので留意すること

⑫ 多種目(日本代表レベル)との併用は認めない。

⑬ JWTAより提示する誓約書の内容をよく理解し、署名捺印する意思のあること。

- ※ 1 積極的に国内外の試合に参加するなど、技術向上に努める姿勢などを評価し選考の対象とする。
- ※ 2 自立した行動がとれる者に限る。
- ※ 3 選手の活動意向が本事業の本質に沿わない場合には、選考の対象とはならない。

3. JWTA 次世代育成強化指定選手としての遵守事項

- 指定された合宿への参加
 - 指定された国際大会への出場
 - 指定された当協会事業への参加協力
- ※上記記載の合宿、国際大会ならびに各種事業に参加あるいは出場が出来ない場合は、事前に強化育成部に理由を書面にて申告、強化育成部の了解を得なければならない。
- 大会出場予定ならびに結果報告
 - 健康など医学的状況変化の報告
 - アンチ・ドーピングに関する各種規定
 - 日本パラリンピック委員会、国際テニス連盟、日本車いすテニス協会等の諸規則
 - 社会の一員であることを常に自覚し、法令を遵守し行動すること

以 上